

平成 21 年度第 1 回流山市文化財審議会会議録

1 開催日時

平成 21 年 10 月 29 日（木）会議：午後 1 時 30 分～午後 3 時 30 分

2 場 所

会議：流山市立図書館 3 階会議室

3 次 第

- (1) 開会のことば
- (2) 会長あいさつ
- (3) 教育長あいさつ（部長代行）

4 議 題

- (1) 流山市指定有形文化財の追加指定について（諮問）
- (2) 平成 20 年度文化財保護事業について
- (3) 平成 21 年度文化財保護事業について
- (4) その他

5 出席委員

栗山会長、下津谷副会長、小川委員、鎧委員、古谷委員
松浦委員、岩崎委員、志田委員、日塔委員（以上 9 委員全員出席）

6 事務局員

海老原生涯学習部長、川根図書・博物館長
山口図書・博物館次長
金子学芸係長、増崎主任学芸員、遠山主任学芸員
北澤主任学芸員

7 傍聴者

なし

8 平成 21 年第 1 回文化財審議会議事録

(1) 流山市指定有形文化財の追加指定について (諮問)

事務局から、流山市指定文化財 (彫刻) 第 13 号 阿弥陀如来立像
附千体阿弥陀如来立像に追加指定する結縁交名札について、その
追加指定の理由説明を添えて諮問した。

(会長)

追加指定の諮問についてご意見はございますか。

(委員)

結縁交名札は、資料としては関東では珍しいものである。特に一
括して発見される例は稀であり、指定するにはふさわしい資料であ
る。

(委員)

諮問書の説明で交名札の材質が木であることは理解できますが、
樹種は同定されていますか。

(事務局)

樹種同定作業は行っていませんが、見た目の印象は杉材が多いと
思われます。

(委員)

木札の製作年代によって樹種の違いはありますか。

(事務局)

一部の木札を除き製作年は不詳です。中には杉材ではないと思わ
れる物も見受けられます。

(委員) 指定に賛成です。

(会長)

他に本件について、ご意見ご質問はございますでしょうか。

(会長)

これ以上のご質問が無いようなので、それでは、本諮問についま
しては、追加指定を認めるということでご異議ございませんか。

(委員)

異議なし。

(会長)

ありがとうございます。それでは事務局の方で教育委員長に提出する答申書の案を作成いたしましたので、お手元に配布させていただいてご審議いただければと思います。

【事務局が答申書（案）を配布し、読み上げる】

(会長)

答申書の案文についてご意見はございますか。

(委員)

文中の文言の訂正を願います。流山市指定文化財（彫刻）第13号阿弥陀如来立像付千体阿弥陀如来立像の「付（ついたり）」は「附」が適切でしょう。また「記年」の語句使用については、前後の文意から誤解のないような適切な表現を検討願います。

(会長)

松浦委員のご指摘のように、答申書案文中の「付（ついたり）」を「附」に、「記年」の語句を製作年を記録してあるという事を表す適切な表現に変更するということによろしいでしょうか。

(全委員)

了承。

(委員)

指定する御札が木札であることを案文中に明記していただきたい。

(委員)

案の説明文中に加え、名称・員数の箇所に結縁交名「木」札と明記してはいかがでしょうか。そのほうが明快でもあります。

(委員)

類例であげている、京都府宝積寺と奈良県与楽寺の所在地は、近年の町村合併により変化している可能性があります。確認してください。

(会長)

それでは、ご意見をいただいた部分の修正と確認を行ったうえで、案を有形文化財の追加指定に関する諮問に対する本審議会から教育委員長への答申として決定してよろしいでしょうか。

(全委員)

了承します。

(2) 平成 20 年度文化財保護事業について

事務局が、資料に基づいて事業内容を説明。

西深井二階畑遺跡の調査成果について事務局が補足説明。

民間調査組織が実施した向下・元木戸遺跡の調査概要について事務局が補足説明。

(会長)

事務局の説明に対してご質問はありますか。

(委員)

西平井二階畑遺跡で調査された井戸で杵は見つからなかったのですか。

(事務局)

井戸杵は検出できませんでした。もともと、作業安全上の問題もあり最底部まで調査しておりません。未調査部分に杵があった可能性は否定できません。

(委員)

職場体験の受入れ人数に 1～6 人と開きがあるがこの理由は。

(事務局)

職場体験は、学校側からの要請があり受け入れている。学校側の要望と調整によって人数は決定している。小学生 1 名というのは、遺跡見学会で興味を持った児童で職業体験というレベルではなく、仕事の見学をするという程度でした。

(委員)

小学校社会科見学の際は、市有大型バスを使用しているのですか。

(事務局)

見学する遺跡に近い小学校は徒歩で、遠い小学校は、市有バスではなく民間会社のバスを借り上げ利用している。市教育委員会で一括して契約して各小学校へ割り振りしているようです。どの行事にバスを利用するかは各学校に任されているようです。

(委員)

見学会参加の働きかけは全市立小学校へ行っているのですか。

(事務局)

校長会を通じ各校に案内しています。

(委員)

アフガニスタン人研修生とは、どのような立場の人ですか。

(事務局)

アフガニスタン国立考古学研究所の所長と所員です。かつてはアフガニスタンに日本から講師派遣を行い、同国内で研修を実施していたが、国内の政情不安に伴って現在の形になったと聞いています。

(委員)

市指定無形民俗文化財に対する補助金に金額の変更はありませんか。

(事務局)

変化はありません。

(会長)

埋蔵文化財の問い合わせの窓口対応の件数が多いが、問い合わせ者はどのような人ですか。

(事務局)

ほとんど建築開発関係の業者です。問い合わせ件数の増加は、開発事業計画を進める上での埋蔵文化財の取扱いの制度が、ようやく定着してきたと理解しています。

(委員)

問い合わせ件数は増加傾向にあるのですか。つくばエクスプレス関連の案件も多いですか。

(事務局)

問い合わせ件数の把握は、最近になって行いましたので過去との比較はできません。つくばエクスプレス関連開発については、区画整理区域の広大な範囲で行われており、その際に一括して回答されているのでその中の個別開発はほとんど問い合わせがありません。多いのはこれを除いた個人住宅建築等です。

(委員)

個人住宅建築での発掘調査例はありますか。また、その費用負担はどのような対応をしていますか。

(事務局)

調査実施例はあります。ほとんど個人住宅建築の場合は、工事による遺構破壊がないと判断されれば現状保存となります。費用については国・県補助金と市費でまかさないです。

(会長)

埋蔵文化財の取扱いの問い合わせに関する基準はあるのですか。

(事務局)

開発指導要綱では、500 m²以上の開発行為については必ず合議が回り、意見が求められることになっています。

(委員)

野々下元木戸遺跡内の野馬土手は保存されたのですか。

(事務局)

調査後、造成され消滅しました。

(委員)

近隣では保存例を聞くが、市内で保存された例はないのですか。

(事務局)

野馬土手のほとんどは私有地であり、地権者の協力と理解がなければ、その保存は難しい。市内の松ヶ丘野馬土手は、目的が文化財保存ということではないが、緑地保存を主目的として買い上げ保存した例はあります。

(会長)

市内で保存できるものはないのですか。

(事務局)

野馬土手の所有が私有地・公有地と様々で、現存する野馬土手をひとまとめに保存することは不可能に近いものがあります。しかし、江戸川台児童館の敷地内に所在する野馬土手など市有地内の野馬土手は、保存が可能であると思われれます。

(事務局)

江戸川台児童館敷地内の野馬土手については、現況で保存したいと思っております。

(会長)

市内に今残っている野馬土手は把握していますか。その築造時期

はわかっているのですか。

(事務局)

市内に残っている野馬土手、消滅した野馬土手について知見の限りでは地図上で把握しています。その築造時期については、江戸時代の幕府直轄の小金牧に伴う野馬土手と考えられますが、地域に所在する野馬土手個々の築造時期については、幕府の牧経営と牧内の新田開発の時期に違いがあるので一概に決定できません。

(委員)

西平井二階畑遺跡の備考欄の上層・下層の区分は何を表していますか。

(事務局)

つくばエクスプレス関連の市施工区画整理に伴う調査では、県教育振興財団実施の埋蔵文化財調査と整合性を図るため、本市には実施を必ずしも義務付けられていない旧石器時代の調査を実施するようにと要請されております。上層・下層とは調査区分で、上層調査は縄文時代以後を調査対象とし、下層は旧石器時代を調査対象としています。

(委員)

旧石器の遺物は何層から出土していますか。

(事務局)

立川ローム層群のⅢ～Ⅳ層とⅨ～Ⅹ層で出土しています。

(委員)

西平井の各遺跡の中世遺構と本覚寺との関連はないのですか。

(事務局)

本覚寺周辺の調査でも多くの中世遺構が検出されているが、お寺との関連は検討中です。

(会長)

他に質問がなければ次の議題の3に移りたいと思います。

(全委員)

了承。

(3) 平成 21 年度文化財保護事業について

事務局が資料に基づいて各事業計画について内容を説明。

(会長)

平成 21 年度文化財保護事業計画についてご質問はありますか。

(委員)

緊急雇用創出事業の事業期間は。

(事務局)

事業全体の期間は、平成 21～23 年度までと聞いています。

(委員)

市直接実施事業の雇用者の時給の金額は。

(事務局)

日給で 5,700 円です。

(委員)

前回の緊急雇用創出事業補助対象事業の雇用期間は、最長 6 ヶ月であったが今回はいかがですか。

(事務局)

前回と同様に 6 ヶ月です。

(委員)

当補助金を管轄している国の機関と市の窓口は。また市全体の補助金総額は。

(事務局)

国の機関は厚生労働省です。市の窓口は、商工課です。国から県さらに本市へ配分された金額については知らされておられません。

(委員)

文化財普及事業の小学生体験授業は親子参加という形で行ったほうがよいのでは。

(事務局)

当事業は学校教育への協力という形をとっており、あくまで学校の社会科・総合学習のカリキュラムの中で実施されているので、親子参加などの条件の提示は困難と思われます。博物館こども教室で

は、親子参加を行っていますが。

(事務局)

指定文化財看板設置事業の看板は、建造物とのバランスと配置を考慮し、その大きさと設置位置を決定していただきたい。

(事務局)

今年度設置を予定している円東寺石造十二神将については、寺内のお堂にあり、看板の設置位置や大きさを含めた体裁については、先生のご意見を踏まえ、住職と相談していきます。

(委員)

受託報告書遺物実測事業について詳細を伺いたい。

(事務局)

本件は、市と事業者間で委託契約を締結し、発掘・整理費用を受領し発掘調査を終了したが、その後の整理報告書刊行作業に着手できず、やむなく契約を解除し整理費用を返還した事業です。よって、整理作業に要すべき費用がなく、今回の緊急雇用創出補助金をその費用の一部に充て整理作業を進めます。

(会長)

議題3に関して他に質問がありませんか。なければ、議題4その他に移ります。

(4) その他

(事務局)

流山市中、旧長福寺愛染堂にある愛染明王坐像についてご報告します。現在、愛染堂周辺ではつくばエクスプレス関連区画整理事業が進行しており、お堂自体の移転が決定しています。堂内に安置されている江戸時代作の愛染明王坐像は、傷みが著しく現況では移動は不可能な状態です。所有管理者からは、博物館への一時寄託と保存修復の相談も受け、10月27日に昭和女子大の先生にお越しいただき、所有管理者立会いのもと、像の状態と修復の相談をしました。その結果、先生の紹介で修理工房から見積りを徴することとなりました。

(会長)

堂移転工事費用と像修復費用は区画整理事業費でまかなわれるのでしょうか。

(事務局)

移転工事費は区画整理事業費で賄われるが、像の修復費用については所有管理者の負担となるであろう。担当としては所有管理者が負担する費用の一部を補助できるよう予算要望していきます。

(会長)

愛染明王坐像の修復については、指定文化財保護を優先して事業を進めてください。その他、ご意見はございませんか。

(委員)

かねてから議題に上っている鰯ヶ崎三本松古墳の保存問題についての進展はありましたか。

(事務局)

まだ進展は見られません。

(委員)

古墳周辺のような壁工事等はいかがですか。

(事務局)

古墳周辺の区画整理に伴う工事は、これからだと思われれます。

(委員)

これは要望なのですが、つくばエクスプレス関連開発等により急速にこの地方の民俗文化が失われつつあります。大学の講義でも、過去の日常雑器の解説にさえ苦勞する場合が増えてきました。それは、生活文化の中で日本文化の伝統が消失し、洋風化に大きく傾いてしまったからに他ありません。できれば単独の行事や仏像などを個別に保護するだけでなく、生活文化全般を保護する手立てを行っていただきたい。

(事務局)

ご指摘の問題は、生涯学習基本構想の中で方策を検討すべき課題としておりますので、今後十分に検討を重ねていく所存です。

(会長)

それでは、他にご意見もありませんようですので、本日の審議会
はこれで閉会といたします。

閉会后西平井二階畑遺跡で出土し、保存処理を施した鉄鍋を実見し
た。

委員から、貴重な資料であるので、文化財指定を検討するようにと
の意見があった。